

(登録事業者・利用者の皆様へ)

令和3年9月24日

Go To Eat キャンペーン食事券事業（北海道） 事業期間の延長について

<北海道商工会議所連合会>

Go To Eat 北海道お食事券は、現在、ご利用に制限（登録店が行うテイクアウト・デリバリーに限る）が出ていることから、ご利用期限を少なくとも12月15日（水）まで延長し、ご利用いただける機会を確保いたします。

また、販売期限を11月15日（月）まで延長しますので、併せてお知らせいたします。

関係事業者・ご利用者の皆様には、度重なる変更によりご不便をお掛けしておりますが、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1. 利用期限の延長** （現在 11月18日（木）まで）
⇒ **延長 12月15日（水）まで**
- 2. 販売期限の延長** （現在 10月18日（月）まで）
⇒ **延長 11月15日（月）まで**
- 3. 利用の制限** （現在 登録店が行うテイクアウト・デリバリーのみ）
⇒ **制限を変更する場合は、改めてお知らせします**

※お食事券には、「有効期限／令和3年3月31日（水）まで」と記載されていますが、「令和3年12月15日（水）まで」ご利用頂けます。

※登録飲食店が掲出するポスター・ステッカーには、お店により有効期限の表示が「令和3年3月31日」「令和3年6月30日」「令和3年9月30日」いずれかの表記となっておりますが、いずれも「令和3年12月15日（水）まで」ご利用頂けます。（延長の度に、店頭表示のポスター・ステッカーをリニューアルしたため）

※お食事券販売店（金融機関等）が掲出するポスター・ステッカーには、「最新の販売期限はホームページでお知らせします」と記載されています。（お食事券は「令和3年11月15日（月）まで」お買い求め頂けます。）